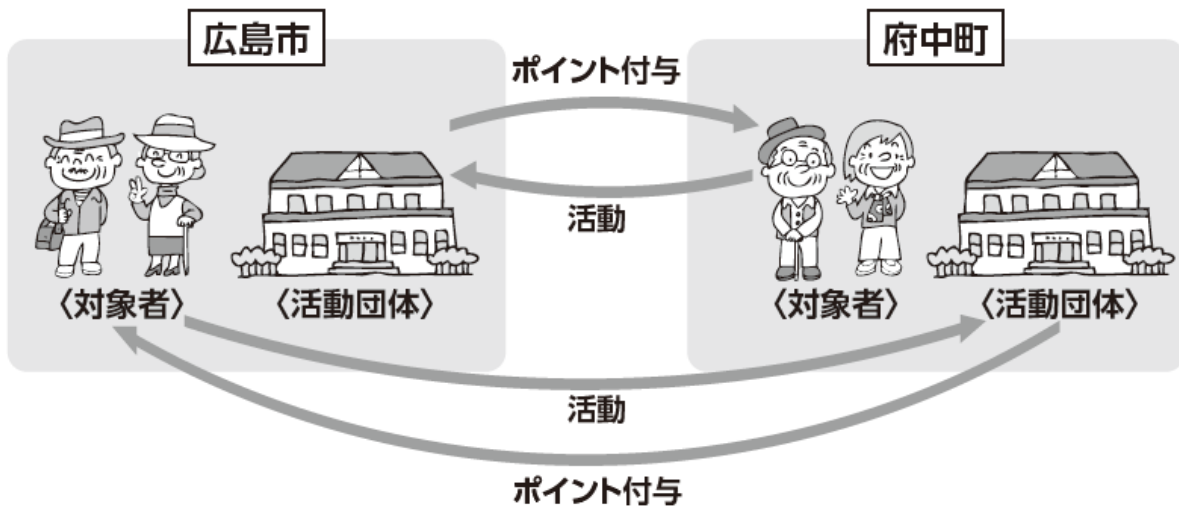


府中町のポイント事業の導入に伴うお知らせ

令和2年9月から、府中町でもポイント事業が導入されることに伴い、本市と府中町は、各自治体のポイント事業の対象者に対して、相互にポイントを付与できる仕組みを整備しました。

《ポイント相互付与のイメージ図》



これにより、以下の活動に本市の高齢者が参加した場合もポイントを付与(スタンプを押印)してもらえます。

1 府中町又は府中町に登録する活動団体が実施する活動

- ◎ 府中町の公民館が主催する講座への参加
- ◎ 府中町に登録する老人クラブが主催するサロンへの参加
- ◎ 府中町に登録する介護施設等での支援
- ◎ 府中町に登録する医療機関が実施する特定健康診査等の受診 など

2 府中町の体育施設の利用

- ◎ 府中町の体育施設で行う卓球 など

※ 8月中に本市のポイント手帳が届いた方のうち、9月1日以前に府中町に転出された方は、本市ポイント事業の対象者ではなく、府中町の対象者となるため、令和2年10月末頃に府中町から送付されるポイント手帳をご使用いただき、本市のポイント手帳を使用しないでいただきますようお願いいたします。

また、これに該当する方は、本市のポイント手帳にポイントを貯めて提出されても、奨励金はお支払いできませんので、ご注意ください。